

# NPO関連施策

—令和2年度及び令和3年度予算—

通常事業 計181件、復興関連事業 計9件

(目次)

| 府省庁名  | 通常事業 (件) | 復興関連事業 (件) | 総括表ページ数 |
|-------|----------|------------|---------|
| 復興庁   | 0        | 1          | P1      |
| 内閣府   | 11       | 1          | P2~P5   |
| 法務省   | 1        | 0          | P6      |
| 外務省   | 7        | 0          | P7~P8   |
| 文部科学省 | 21       | 3          | P9~P18  |
| 厚生労働省 | 65       | 2          | P19~P37 |
| 農林水産省 | 41       | 2          | P38~P48 |
| 経済産業省 | 8        | 0          | P49~P51 |
| 国土交通省 | 21       | 0          | P52~P59 |
| 環境省   | 6        | 0          | P60~P61 |

※各施策の詳細につきましては、記載されている所管部局へお問い合わせください。

※令和2年度予算額には、補正予算額を含みます。

| 連番 | 事業名                   | 区分 | 施策・事業概要   | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率  | 実施主体       | 照会窓口                       | 備考 |
|----|-----------------------|----|---|-------------------|-------------------|------|------------|----------------------------|----|
| 1  | 被災者支援総合交付金（被災者支援総合事業） | 継続 | 復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援。 | (12,519の内数)       | (15,480の内数)       | 100% | 県、市町村、NPO等 | 被災者支援班<br>03 - 6328 - 0271 |    |

| 連番 | 事業名         | 区分 | 施策・事業概要   | 令和3年度予算額<br>(百万円)                         | 令和2年度予算額<br>(百万円)                         | 補助率 | 実施主体                   | 照会窓口      | 備考 |
|----|-------------|----|---|---|---|-----|------------------------|-----------|----|
| 1  | 利用者支援事業     | 継続 | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。 | (167,284 の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | (168,408 の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | 2/3 | 市区町村<br>(NPO 法人等への委託可) | 各市区町村の担当課 |    |
| 2  | 延長保育事業      | 継続 | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。                              | (167,284 の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | (168,408 の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | 1/3 | 市区町村<br>(NPO 法人等への委託可) | 各市区町村の担当課 |    |
| 3  | 放課後児童健全育成事業 | 継続 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。        | (167,284 の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | (168,408 の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | 1/3 | 市区町村<br>(NPO 法人等への委託可) | 各市区町村の担当課 |    |
| 4  | 子育て短期支援事業   | 継続 | 保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う。                                | (167,284 の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | (168,408 の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | 1/3 | 市区町村<br>(NPO 法人等への委託可) | 各市区町村の担当課 |    |
| 5  | 乳児家庭全戸訪問事業  | 継続 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初                        | (167,284 の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | (168,408 の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | 1/3 | 市区町村 (NPO 法人等への委託可)    | 各市区町村の担当課 |    |

|    |                                |    |   |  |  |                              |                                    |           |  |
|----|--------------------------------|----|---|--|--|------------------------------|------------------------------------|-----------|--|
|    |                                |    | の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。  |  |  |                              |                                    |           |  |
| 6  | 養育支援訪問事業                       | 継続 | 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。                             | (167,284の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | (168,408の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | 1/3                          | 市区町村<br>(NPO法人等への委託可)              | 各市区町村の担当課 |  |
| 7  | 地域子育て支援拠点事業                    | 継続 | 地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施等を行う。                                     | (167,284の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | (168,408の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | 1/3                          | 市区町村<br>(NPO法人等への委託可)              | 各市区町村の担当課 |  |
| 8  | 一時預かり事業                        | 継続 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。                           | (167,284の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | (168,408の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | 1/3                          | 市区町村<br>(NPO法人等への委託可)              | 各市区町村の担当課 |  |
| 9  | 病児保育事業                         | 継続 | 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。  | (167,284の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | (168,408の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | 1/3                          | 市区町村<br>(NPO法人等への委託可)              | 各市区町村の担当課 |  |
| 10 | 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | 継続 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。 | (167,284の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | (168,408の内数)<br>(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施) | 1/3                          | 市区町村<br>(NPO法人等への委託可)              | 各市区町村の担当課 |  |
| 11 | 子ども・子育て支援整備交付金                 | 継続 | 放課後児童クラブ、病児保育施設の施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。  | 19,102                                   | 18,585                                   | 2/9(待機児童解消のための整備の場合1/2)、3/10 | <実施主体><br>市区町村<br><設置主体><br>市区町村、社 | 各市区町村の担当課 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |                   |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|-------------------|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  | 会福祉法人、<br>NPO 法人等 |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|-------------------|--|--|

| 連番 | 事業名                              | 区分 | 施策・事業概要  | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率 | 実施主体   | 照会窓口   | 備考 |
|----|----------------------------------|----|--|-------------------|-------------------|-----|--|--|----|
| 1  | NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業 | 継続 | <p>復興・被災者支援を図っていくため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力(きずなりよく)」を活かして復興・被災者支援を行う取組※1や、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組※2に対して支援を実施。</p> <p>※1 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向けた取組、中間支援の取組</p> <p>※2 復興・被災者支援を行うNPO等が支援者等と結びつくためのマッチング・交流等(各県が実施)</p> | 123               | 168               | 2/3 | <p>左記※1<br/>NPO 法人、自治会、社会福祉法人、協議会等</p> <p>左記※2<br/>岩手県、宮城県、福島県</p> | <p>内閣府<br/>政策統括官(経済社会システム担当)付参事官<br/>(社会基盤担当)<br/>03-6257-1514</p> |    |

| 連番 | 事業名                      | 区分 | 施策・事業概要  | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率 | 実施主体 | 照会窓口                                       | 備考 |
|----|--------------------------|----|--|-------------------|-------------------|-----|------|--|----|
| 1  | 刑務所出所者等の住居確保（更生緊急保護等の委託） | 継続 | 適当な住居のない刑務所出所者等について、保護観察所の長が更生保護事業を営む者等に委託して宿泊場所の供与等を実施する。 | (5,469 の内数)       | (5,426 の内数)       | —   | 国    | 保護局<br>更生保護振興課<br>03-3580-4111<br>(内 4302) |    |

| 連番 | 事業名             | 区分 | 施策・事業概要  | 令和3年度予算額<br>(百万円)         | 令和2年度予算額<br>(百万円)         | 補助率                             | 実施主体           | 照会窓口                     | 備考 |
|----|-----------------|----|--|---------------------------|---------------------------|---------------------------------|----------------|--------------------------|----|
| 1  | 日本 NGO 連携無償資金協力 | 継続 | 日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に外務省が資金協力するもの。  | (無償資金協力<br>163,197 の内数)   | (無償資金協力<br>163,197 の内数)   | 上限1億円<br>(ジャパン・プラットフォーム事業を除く)   | NPO を含む<br>NGO | 外務省<br>民間援助連携室           |    |
| 2  | NGO 事業補助金       | 継続 | 日本の NGO が海外で実施する開発協力事業に関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト後の評価、および国内外における会議開催等の事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。           | 8.1                       | 8.1                       | 総事業費の<br>1/2 以下(上限 200 万円)      | NPO を含む<br>NGO | 外務省<br>民間援助連携室           |    |
| 3  | NGO 活動環境整備事業    | 継続 | 日本の NGO の組織体制・事業実施能力強化や専門性向上を目的として、① NGO 相談員、② NGO インターン・プログラム、③ NGO スタディ・プログラム、④ NGO 研究会等を行うもの。 | 85                        | 91                        | —                               | NPO を含む<br>NGO | 外務省<br>民間援助連携室           |    |
| 4  | JICA 草の根技術協力事業  | 継続 | 日本の NGO 等が提案する現地住民の生活改善・生計向上に直接裨益することを目的とした技術協力事業を実施するもの。  | (JICA 運営費交付金 150,660 の内数) | (JICA 運営費交付金 151,065 の内数) | 上限額まで<br>(1億円【ハ-トナ-型】、1000万円【支援 | NPO を含む<br>NGO | JICA<br>国内事業部<br>市民参加推進課 |    |

|   |                 |    |   |                        |                          |                         |           |                          |  |
|---|-----------------|----|---|------------------------|--------------------------|-------------------------|-----------|--------------------------|--|
|   |                 |    |   |                        |                          | 型】)                     |           |                          |  |
| 5 | JICA NGO等活動支援事業 | 継続 | 将来的な協働に向けて、日本のNGO等に対し、団体の能力強化を目的とし、①JICAが企画する日本及び海外でのプロジェクト運営能力向上に資する研修（事業マネジメント等）、②各地域のニーズに応じたNGO等からの提案型研修を行うもの。 | (JICA運営費交付金150,660の内数) | (JICA運営費交付金151,065の内数)   | ① —<br>② 上限額まで(1,500万円) | NPOを含むNGO | JICA<br>国内事業部<br>市民参加推進課 |  |
| 6 | JICA現地安全対策研修    | 継続 | 脅威度の高い海外拠点にて活動する国際協力事業関係者（JICAと契約関係にない国際協力事業関係者を含む）に研修を実施し安全意識を高めるとともに、有事の際の対応方法等の学習機会を提供するもの。                    | (JICA運営費交付金150,660の内数) | (新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず) | —                       | JICA      | JICA<br>安全管理部<br>計画課     |  |
| 7 | JICA本邦安全対策研修    | 継続 | 昨今の世界的な治安情報の変化を踏まえ、ODA事業に関連する企業・団体・NGO等（JICAと契約関係にない国際協力事業関係者を含む）に、安全対策研修（渡航者向け・管理者向け）やテロ対策実技訓練（渡航者向け）を実施するもの。    | (JICA運営費交付金150,660の内数) | (JICA運営費交付金151,065の内数)   | —                       | JICA      | JICA<br>安全管理部<br>計画課     |  |

| 連番 | 事業名                      | 区分 | 施策・事業概要   | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率                       | 実施主体                                      | 照会窓口  | 備考 |
|----|--------------------------|----|---|-------------------|-------------------|---------------------------|---|---|----|
| 1  | SDGs 達成の担い手育成 (ESD) 推進事業 | 継続 | 国内の教育現場における SDGs 達成の担い手を育む多様な教育活動 (ESD) を支援し、担い手に必要な資質・能力の向上を図る。                      | 50                | 50                | 事業実施に係る経費の一部 (申請金額の査定あり)。 | 地方公共団体、大学法人、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間企業、NPO 法人等 | 文部科学省<br>国際統括官付<br>03-5253-4111<br>(内 2602) |    |
| 2  | ユネスコ未来共創プラットフォーム事業       | 継続 | 我が国のユネスコ活動の効果的な推進のために、国内外の多様なステークホルダーを結集し、国内のネットワーク拠点の戦略的整備と先進的なユネスコ活動の海外展開を一体的に推進する。 | 92                | 112               | 委託事業であり、申請金額の査定あり         | 公益法人、一般法人、大学法人、独立行政法人、NPO 法人等             | 文部科学省<br>国際統括官付<br>03-5253-4111<br>(内 2602) |    |

|   |                       |    |   |            |            |                   |                          |  |   |
|---|-----------------------|----|---|------------|------------|-------------------|--------------------------|--|---|
| 3 | 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業 | 継続 | <p>時代の変化に応じて、教師に求められる資質能力は、使命感や責任感、実践的指導力、コミュニケーション能力等といったこれまで繰り返し提言されてきた力に加え、ICT活用指導力等の時代の変化に対応して求められる力や、自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力、更には多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力等が必要と言われるようになっている。</p> <p>本事業では、教師が教職生涯にわたってその資質能力を向上させていく効果的な仕組みの構築に資するため、大学・教育委員会・民間教育事業者等を活用した委託研究等を行うことにより、教師の養成・採用・研修を通じた改革を推進する。</p> | 46         | 62         | 委託事業であり、申請金額の査定あり | 大学、地方公共団体、民間教育事業者、NPO法人等 | 総合教育政策局<br>教育人材政策課<br>03-5253-4111<br>(内 2456) | 令和2年度事業名：教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業  |
| 4 | 地域と学校の連携・協働体制構築事業     | 継続 | <p>「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動等の取組を支援する。（「学校を核とした地域力強化プラン」のメニュー事業）</p>  | (6,755の内数) | (6,737の内数) | 1/3               | 地方公共団体                   | 総合教育政策局<br>地域学習推進課<br>03-5253-4111<br>(内 3260) | <p>実施主体である地方公共団体（主に市町村）が、一部業務を子供たちの学習・体験等に関わるNPO法人等に委託可。</p> <p>・令和2年度より名称変更（地域学校協働活動</p> |

|   |                           |    |   |             |                         |                     |                                   |  |                                  |
|---|---------------------------|----|---|-------------|-------------------------|---------------------|-----------------------------------|--|----------------------------------|
|   |                           |    |   |             |                         |                     |                                   |  | 推進事業)                            |
| 5 | 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業 | 継続 | <p>高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組を行う地方自治体を支援する。</p> <p>(「学校を核とした地域力強化プラン」のメニュー事業)</p> | 5           | 69<br>(委託事業 23、補助事業 47) | 1/3                 | 地方公共団体                            | 総合教育政策局<br>生涯学習推進課<br>03-3253-4111<br>(内 3253) | 実施主体である地方公共団体が、一部業務をNPO 法人等に委託可。 |
| 6 | (独) 国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」  | 継続 | (独) 国立青少年教育振興機構において、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、NPO 法人等の民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う。                          | (8,554 の内数) | (8,571 の内数)             | 予算の範囲内で審査委員会<br>が決定 | NPO 法人、公益法人などの青少年教育に関する事業を行う民間の団体 | 総合教育政策局<br>地域学習推進課<br>03-5253-4111<br>(内 2650) |                                  |
| 7 | ジュニアドクター育成                | 継続 | 理数・情報分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、その能力等のさらなる伸張を図る特別な教育プログラムを提供する NPO 法人を含む機関を支援する。                         | 270         | 241                     | 委託事業であり、申請金額の査定あり。  | 大学、高専、科学館、NPO 法人等                 | 国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部<br>048-226-5664        | 令和 2,3 年度予算額は運営費交付金中の推計額。        |

|    |                     |    |   |              |              |  |                         |  |   |
|----|---------------------|----|---|--------------|--------------|--|-------------------------|--|---|
| 8  | 女子中高生の理系進路選択支援プログラム | 継続 | 科学技術分野で活躍する女性研究者等のロールモデル提示等により、女子中高生の理系進路選択を推進するため、NPO 法人を含む団体等が取り組む活動等を支援する。女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可能にするため、地域や企業等と連携した取組などを実施する NPO 法人を含む機関を支援する。 | 42           | 42           | 委託事業であり、申請金額の査定あり。   | 大学、高専、科学館、NPO 法人等       | 国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部<br>048-226-5664      | 複数機関との共同実施体制の構築が必要。<br>なお、令和 2、3 年度予算額は運営費交付金中の推計額。   |
| 9  | 戦略的創造研究推進事業         | 継続 | 自然科学に加え人文・社会科学の知見を活用し、広く社会の関与者の参画を得た研究開発により社会の具体的問題を解決し、成果の社会実装等を一層推進するため、NPO 法人を含む団体等の取組を支援する。   | (1,561 の内数)  | (1,516 の内数)  | 委託事業であり、申請金額の査定あり。   | 大学、地方公共団体、NPO 法人等       | 国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター<br>03-5214-0132 | 令和 2、3 年度予算額は運営費交付金中の推計額。   |
| 10 | スポーツ振興くじ助成          | 継続 | (独)日本スポーツ振興センターが販売するスポーツ振興くじ (toto) の収益により、NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体が行う主に地域のスポーツ振興を目的とする事業に対して助成を実施する。  | (10,667 の内数) | (11,140 の内数) | ①地域スポーツ施設整備助成：2/3～4/5<br>②総合型地域スポーツクラブ活動助成：9/10<br>③将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成：4/5<br>④スポーツ団体スポーツ活動助成：2/3 | NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体 | (独)日本スポーツ振興センター<br>03-5410-9180              | 助成対象事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間。<br>助成対象事業の募集は、当該事業年度の前年度 11 月頃に開始予定。<br>助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直され |

|    |                   |    |   |           |           |   |                         |  |  |
|----|-------------------|----|---|-----------|-----------|---|-------------------------|--|--|
|    |                   |    |   |           |           | ~9/10                                   |                         |  | る可能性あり。<br>詳細は独立行政<br>法人日本スポー<br>ツ振興センター<br>の HP 参照。   |
| 11 | スポーツ振興基金助<br>成    | 継続 | (独) 日本スポーツ振興センターが<br>運用するスポーツ振興基金 (民間からの<br>寄附金を原資) の運用益等により、NPO<br>法人を含むスポーツ団体が行う競技力向<br>上を目的とした強化活動、大会開催等の<br>スポーツ活動等に対して助成を実施す<br>る。 | (548 の内数) | (347 の内数) | 2/3                                     | NPO 法人を含<br>むスポーツ団<br>体 | (独) 日本スポ<br>ーツ振興センタ<br>ー<br>03-5410-9180 | 助成対象事業の<br>実施期間は、毎<br>年 4 月 1 日から<br>翌年 3 月 31 日<br>までの 1 年間。<br>助成対象事業の<br>募集は、当該事<br>業年度の前年度<br>11 月頃に開始予<br>定。<br>助成内容は、各<br>助成事業の必要<br>性や助成財源の<br>規模等により、<br>毎年度見直され<br>る可能性あり。<br>詳細は独立行政<br>法人日本スポー<br>ツ振興センター<br>の HP 参照。 |
| 12 | 芸術文化振興基金に<br>よる助成 | 継続 | すべての国民が芸術文化に親しみ、<br>自らの手で新しい文化を創造するための<br>環境の醸成とその基盤の強化を図る観点<br>から、芸術家及び芸術に関する団体が   | 未定        | 1,013     | 募集案内に定<br>める助成対象<br>経費の 1/2 以<br>内、かつ、自 | NPO 法人を含<br>む芸術団体       | 文化庁<br>企画調整課<br>03-5253-4111<br>(内 4797) |  |

|    |                  |    |  |            |            |                             |               |   |  |
|----|------------------|----|--|------------|------------|-----------------------------|---------------|---|--|
|    |                  |    | う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化振興又は普及を図る活動に対する援助を継続的・安定に行う。  |            |            | 己負担金の範囲内。                   |               |   |  |
| 13 | 舞台芸術創造活動活性化事業    | 継続 | 芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動の推進及び、その成果について国内外への発信を促し各芸術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。                               | 3,338      | 3,338      | 公演等の制作にかかる経費の一部（申請金額の査定あり）。 | NPO 法人を含む芸術団体 | 文化庁<br>参事官（芸術文化担当）付<br>03-5253-4111<br>（内 4777） |  |
| 14 | 戦略的芸術文化創造推進事業    | 継続 | 世界における日本文化芸術への関心と評価を高め、我が国の文化芸術各分野の総力を結集して、グローバルなネットワークを構築・強化しつつ、世界のトップと評価される新たな文化芸術の創造と発信を図るなど、戦略的な文化芸術施策を展開する。また、障害者芸術や社会的包摂に資する活動を拡充し、共生社会の実現を図る。 | 585        | 606        | 委託事業であり、申請金額の査定あり。          | NPO 法人を含む芸術団体 | 文化庁<br>参事官（芸術文化担当）付<br>03-5253-4111<br>（内 4777） |  |
| 15 | 国際芸術交流支援事業       | 継続 | 我が国のプロフェッショナルな芸術団体の芸術水準向上を図るとともに、国際文化交流に寄与するため、芸術団体が行う海外公演、国際共同制作公演及び我が国で行われる国際的舞台芸術イベント等を支援する。  | 734        | 812        | 公演等の制作にかかる経費の一部（申請金額の査定あり）。 | NPO 法人を含む芸術団体 | 文化庁<br>参事官（芸術文化担当）付<br>03-5253-4111<br>（内 4777） |  |
| 16 | 新進芸術家グローバル人材育成事業 | 継続 | 新進芸術家等が技術を磨いていくために必要な舞台公演・展覧会などの実践の機会や、広い視野、見聞、知識を身につける場を提供するとともにその基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する   | (1,209の内数) | (1,209の内数) | 委託事業であり、申請金額の査定あり。          | NPO 法人を含む芸術団体 | 文化庁<br>参事官（芸術文化担当）付<br>03-5253-4111<br>（内 2082） |  |

|    |                         |      |  |       |       |   |   |   |  |
|----|-------------------------|------|--|-------|-------|---|---|---|--|
|    |                         |      | 創造性豊かな新進芸術家の育成等に資する。   |       |       |   |   |   |  |
| 17 | 文化芸術による子供育成総合事業         | 名称変更 | 小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。また、小学校・中学校等において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。さらに、芸術教科担当教員への研修等を通じた学びの機会を確保し、教員及び子供の豊かな芸術教育の充実化を図る。 | 5,507 | 5,330 | 委託事業であり、申請金額の査定あり。  | NPO 法人を含む芸術団体                               | 文化庁<br>参事官（芸術文化担当）付<br>03-5253-4111<br>(内 2835) |  |
| 18 | 劇場・音楽堂等機能強化推進事業         | 継続   | 我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し総合的に支援する。   | 2,430 | 2,431 | 募集案内に定める助成対象経費の1/2以内、かつ、自己負担金の範囲内。又は、事業実施に係る経費の一部（申請金額の査定あり）。 | 劇場・音楽堂等の設置者又は管理者（地方公共団体、NPO 法人を含む法人格を有する者等） | 文化庁<br>企画調整課<br>03-5253-4111<br>(内 3143)        |  |
| 19 | 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 | 継続   | 日本に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の育成及び学習教材の作成を支援するとともに、日本語教育の教育上の課題や都道府  | 44    | 46    | 委託事業であり、申請金額の査定あり。  | 大学、地方公共団体、公益法人、NPO 法人等                      | 文化庁<br>国語課<br>03-5253-4111<br>(内 2839)          |  |

|    |                                 |    |   |       |       |                                  |                |   |  |
|----|---------------------------------|----|---|-------|-------|----------------------------------|----------------|---|--|
|    |                                 |    | 県域を越えた広域的な課題等を解決するための先進的な取組を支援する。   |       |       |                                  |                |   |  |
| 20 | 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業 | 継続 | 日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。  | 200   | 198   | 委託事業であり、申請金額の査定あり。               | 大学、公益法人、NPO法人等 | 文化庁<br>国語課<br>03-5253-4111<br>(内 4845)      |  |
| 21 | 伝統文化親子教室事業                      | 継続 | 子供たちが親と共に、民俗芸能・工芸技術・邦楽・日本舞踊・茶道・華道・囲碁・将棋などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行う。<br>また、組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在の解消等、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。 | 1,443 | 1,293 | 上限：1教室あたり50万円（なお、教室規模に応じて上限設定あり） | NPO法人を含む文化関係団体 | 文化庁<br>地域文化創生本部<br>075-330-6730<br>(内 1017) |  |

| 連番 | 事業名                                     | 区分               | 施策・事業概要  | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率  | 実施主体                            | 照会窓口   | 備考   |
|----|---|------------------|--|-------------------|-------------------|------|---------------------------------|--|--|
| 1  | 被災者支援総合交付金（子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業）     | 継続<br><br>（名称変更） | 地域と学校の連携・協働による学習支援等の実施を通じ、地域住民の幅広い参画のもと子供の学習環境の向上を図るとともに、地域のつながりの形成を図り、被災地のコミュニティの復興促進を図る。 | (12,519の内数)       | (15,480の内数)       | 定額   | 宮城県、福島県及び2県内の指定都市と中核市並びに地方公共団体等 | 総合教育政策局<br>地域学習推進課<br>03-5253-4111<br><br>(内 3260) | 実施主体である地方公共団体が、一部業務をNPO法人等に委託という形で事業を実施することも可能。<br><br>・令和3年度より名称変更予定（仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業） |
| 2  | 被災者支援総合交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業） | 継続               | 福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援する。                                   | (125の内数)          | (155の内数)          | 9/10 | 福島県                             | 福島県<br>社会教育課<br>024-521-7799                       |  |

|   |                   |    |  |       |       |       |         |  |  |
|---|-------------------|----|--|-------|-------|-------|---------|--|--|
| 3 | 緊急スクールカウンセラー等活用事業 | 継続 | 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、自治体等に対し、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。 | 1,749 | 2,219 | 10/10 | 地方公共団体等 | 初等中等教育局<br>児童生徒課<br>03-5253-4111<br>(内 2905) | NPO等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの委託という形で事業を実施することが可能。 |
|---|-------------------|----|--|-------|-------|-------|---------|--|--|

| 連番 | 事業名                      | 区分 | 施策・事業概要   | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率  | 実施主体  | 照会窓口                         | 備考 |
|----|--------------------------|----|---|-------------------|-------------------|--|---|------------------------------|----|
| 1  | 地域の健康増進活動<br>支援事業        | 継続 | 健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組について、補助金を交付する。       | 76                | 76                | 定額<br>(10/10)  | NPO 法人等   | 健康局<br>健康課<br>(内線 2971)      |    |
| 2  | がん検診従事者研修<br>事業          | 継続 | 胃内視鏡検査を実施する医師に対して、安全管理体制の整備に係る研修を実施する。  | 15                | 15                | 1/2  | 都道府県、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人等   | 健康局<br>がん・疾病対策課<br>(内線 3827) |    |
| 3  | HIV 感染者等の NGO<br>等への支援事業 | 継続 | HIV 感染者等で構成される NPO・NGO による活動を支援し、効果的で当事者性のある HIV 感染予防の普及啓発や患者支援を図る。                 | 135               | 135               | 定額<br>(10/10)  | NPO 法人等   | 健康局<br>結核感染症課<br>(内線 2358)   |    |
| 4  | 小児慢性特定疾病児童<br>等自立支援事業    | 継続 | 慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。 | 923               | 923               | (補助率)<br>1/2<br>(上限額)<br>1 都道府県等<br>あたり<br>5,496,000 円<br>と 8,450 円×<br>当該年度の小 | 〈実施主体〉<br>都道府県<br>指定都市<br>中核市<br>児童福祉法第<br>59 条の 4 第 1<br>項の政令で定<br>める市 (特別 | 健康局<br>難病対策課<br>(内線 2329)    |    |

|   |                             |    |   |       |       |   |   |                     |  |
|---|-----------------------------|----|---|-------|-------|---|---|---------------------|--|
|   |                             |    |   |       |       | 児慢性特定疾病児童等の人数の和に1/2を乗じて得た額                | 区を含む。) <実施主体が委託する場合に想定される委託先> 社会福祉法人 NPO 法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人等                 |                     |  |
| 5 | 療養生活環境整備事業                  | 継続 | 難病の患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談支援センターを設置し、相談支援、地域交流会、講習・研修会、就労支援のための連携等を実施する。 | 648   | 654   | (補助率) 1/2 (上限額) 厚生労働大臣が必要と認めた額に1/2を乗じて得た額 | <実施主体> 都道府県 指定都市 <実施主体が必要と認め委託する場合に想定される委託先> 社会福祉法人 NPO 法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人 等 | 健康局 難病対策課 (内線 2329) |  |
| 6 | 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業 | 継続 | 訓練受講希望者等に対して、ジョブ・カードの作成支援を実施するほか、周知・広報等を行う。   | 1,503 | 1,866 | 10/10                                     | <実施主体> 国 <委託先> 民間企業 NPO 法人等   | 都道府県労働局の担当課室        |  |

|    |                             |    |   |       |       |                           |  |   |  |
|----|-----------------------------|----|---|-------|-------|---------------------------|--|---|--|
| 7  | 日雇労働者等技能講習事業                | 継続 | 日雇労働者やホームレスが集積する5都市（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）において、NPO等に委託し、地域における求人ニーズ等を踏まえた就労に役立つ技能講習を実施する。（調達区分は7件）                      | 254   | 302   | 10/10<br>※委託費の上<br>限額内で交付 | 〈実施主体〉<br>国<br>〈委託先〉<br>NPO 法人等  | 職業安定局<br>雇用開発企画課<br>就労支援室<br>（内線 5726）        |  |
| 8  | 刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）        | 継続 | 刑務所出所者等就労支援事業のうち、職場体験講習、試行雇用助成金、セミナー及び事業所見学会に要する経費の支給等を民間事業者へ委託して実施する。  | 28    | 32    | 10/10<br>※委託費の上<br>限額内で交付 | 〈実施主体〉<br>国<br>〈委託先〉<br>NPO 法人等  | 職業安定局<br>雇用開発企画課<br>就労支援室<br>（内線 5817）        |  |
| 9  | 刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）   | 継続 | 事業主に対して、刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就労状況を把握する（事業実施対象地域は東京、神奈川、大阪、愛知及び福岡の5都府県）。 | 59    | 64    | 10/10<br>※委託費の上<br>限額内で交付 | 〈実施主体〉<br>国<br>〈委託先〉<br>NPO 法人等  | 職業安定局<br>雇用開発企画課<br>就労支援室<br>（内線 5817）        |  |
| 10 | 障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援 | 継続 | 障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。                 | 7,898 | 8,504 | 10/10<br>※委託費の上<br>限額内で交付 | 〈実施主体〉<br>都道府県<br>国（都道府県<br>労働局）<br>〈委託先〉<br>社会福祉法人<br>NPO 法人<br>医療法人<br>公益社団法人<br>公益財団法人<br>等 | 職業安定局<br>障害者雇用対策<br>課<br>地域就労支援室<br>（内線 5832） | 委託契約の手続きは、都道府県知事による法人の指定を行った後に都道府県労働局にて行う。 |

|    |                                |    |  |        |        |                            |   |   |                   |
|----|--------------------------------|----|--|--------|--------|----------------------------|---|---|-------------------|
| 11 | 国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業     | 継続 | 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」(平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)に基づき、障害者の職場適応が円滑に進むよう個別的なサポートを行うために、国の機関の職員の中から選任された支援者に対して、支援に必要なスキルを習得するためのセミナーを実施する。 | 12     | 12     | 10/10<br>※委託費の上限額内で交付      | <実施主体><br>国<br><委託先><br>NPO法人等  | 厚生労働省<br>職業安定局<br>障害者雇用対策課<br>地域就労支援室<br>(内線5858) | 東京都と大阪府の2地域に分けて調達 |
| 12 | 離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進 | 継続 | 都道府県等が行う公共職業訓練(離職者に対する訓練)について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。   | 38,374 | 67,626 | 10/10<br>※委託費の上限額内で交付      | <実施主体><br>都道府県及び横浜市<br><委託先><br>民間企業<br>専修学校・各種学校<br>大学・大学院<br>NPO法人等                       | 実施主体の担当課  |                   |
| 13 | 求職者支援制度                        | 継続 | 民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する。  | 11,494 | 11,387 | 訓練の受講者<br>1人につき月<br>5万~7万円 | <実施主体><br>国(都道府県労働局、<br>(独)高齢・障害・求職者<br>雇用支援機構)<br><委託先><br>民間企業<br>専修学校・<br>各種学校<br>大学・大学院 | (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県職業訓練支援センター                 |                   |

|    |                               |    |   |              |              |   |  |   |  |
|----|-------------------------------|----|---|--------------|--------------|---|--|---|--|
|    |                               |    |   |              |              |   | NPO 法人等  |   |  |
| 14 | 企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練       | 継続 | 企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様や企業のニーズに対応した委託訓練を実施する。 | 1,440        | 1,588        | 10/10   | <実施主体><br>都道府県<br><委託先><br>民間企業、社会福祉法人、NPO 法人等 | 都道府県の担当課                                |  |
| 15 | 若者等職業的自立支援推進事業                | 継続 | 「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。              | 5,147        | 5,279        | 10/10   | <実施主体><br>国<br><委託先><br>民間企業<br>NPO 法人等        | 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室<br>(内線 5992) |  |
| 16 | 保育所等整備交付金                     | 継続 | 施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。  | 49,653       | 79,566       | 定額（1/2 相当）<br>※「新子育て安心プラン」に参加する一定の自治体の場合 2/3 相当 | <実施主体><br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等             | 実施主体の保育担当課                              |  |
| 17 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、民有地マッチング事業） | 継続 | 地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等に必要経費の一部を補助する。          | (40,232 の内数) | (39,382 の内数) | 1/2   | <実施主体><br>都道府県<br>市区町村<br>都道府県等が認めた者<br><委託先>  | 実施主体の保育担当課                              |  |

|    |  |    |   |               |                |                                       |  |            |  |
|----|--|----|---|---------------|----------------|---------------------------------------|--|------------|--|
|    |  |    |   |               |                |                                       | NPO 法人等                                    |            |  |
| 18 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等改修費等支援事業）  | 継続 | 保育所等を賃貸物件を活用して設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。                           | (40, 232 の内数) | (55, 355 の内数)  | 1/2<br>※「新子育て安心プラン」に参加する一定の自治体の場合 2/3 | <実施主体><br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等         | 実施主体の保育担当課 |  |
| 19 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可外保育施設改修費等支援事業）   | 継続 | 認可外保育施設について、指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。                    | (40, 232 の内数) | (39, 382 の内数)  | 1/2                                   | <実施主体><br>都道府県<br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等 | 実施主体の保育担当課 |  |
| 20 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、都市部における保育所等への賃借料等支援事業（①都市部における保育所等への賃借料支援事業②保育所等設置促進事業）） | 継続 | ①賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育所について、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する。<br>②保育所等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育所等の整備を促進するため、土地借料の一部を補助する。 | (40, 232 の内数) | ( 39, 382 の内数) | 1/2                                   | <実施主体><br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等         | 実施主体の保育担当課 |  |

|    |   |    |  |               |               |          |   |            |  |
|----|---|----|--|---------------|---------------|----------|---|------------|--|
| 21 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育士・保育所支援センター設置運営事業）  | 継続 | 潜在保育士への就職支援、保育所に勤務する保育士等への相談支援、保育所の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。                   | (40, 232 の内数) | (39, 382 の内数) | 1/2      | <実施主体><br>都道府県<br>指定都市<br>中核市<br><委託先><br>NPO 法人等 | 実施主体の保育担当課 |  |
| 22 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業） | 継続 | 保育所等に勤務する経験年数の少ない保育士や保育事業者等を対象とした巡回支援に要する費用の一部を補助する。   | (40, 232 の内数) | (39, 382 の内数) | 1/2      | <実施主体><br>都道府県<br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等        | 実施主体の保育担当課 |  |
| 23 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち保育環境改善等事業）             | 継続 | 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育（体調不良児対応型）の設備の整備等、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な備品購入やかかり増し経費等に必要な経費の一部を補助する。 | (40, 232 の内数) | (61, 878 の内数) | 1/2, 1/3 | <実施主体><br>都道府県<br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等        | 実施主体の保育担当課 |  |
| 24 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、広域的保育所等利用事業）          | 継続 | こども送迎センターから保育所等又は保育所等から屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を実施するための費用の一部を補助する。   | (40, 232 の内数) | (39, 382 の内数) | 1/2      | 市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等                          | 実施主体の保育担当課 |  |
| 25 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、家庭支援推進保育事業）           | 継続 | 家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。                                     | (40, 232 の内数) | (39, 382 の内数) | 1/2      | 市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等                          | 実施主体の保育担当課 |  |

|    |                                      |      |   |               |               |     |  |            |                      |
|----|--------------------------------------|------|---|---------------|---------------|-----|--|------------|----------------------|
| 26 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育利用支援事業（入園予約制））   | 継続   | 保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けることができるよう予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する。  | (40, 232 の内数) | (39, 382 の内数) | 1/2 | 市区町村<br>＜委託先＞<br>NPO 法人等                   | 実施主体の保育担当課 |                      |
| 27 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、3歳児受入れ等連携支援事業）     | 継続   | 小規模保育事業などを利用する子ども3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図るため、保育所等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用や、複数の家庭的保育事業者及び連携施設が保育環境の整備や経営の効率化を共同で行う体制作りをモデル的に実施するための費用の一部を補助する | (40, 232 の内数) | (39, 382 の内数) | 1/2 | 市区町村<br>＜委託先＞<br>NPO 法人等                   | 実施主体の保育担当課 |                      |
| 28 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、医療的ケア児保育支援事業）      | 名称変更 | 医療的ケアを必要とする障害児が、保育所等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うために必要な経費の一部を補助する。   | (40, 232 の内数) | (39, 382 の内数) | 1/2 | 都道府県<br>市区町村<br>＜委託先＞<br>NPO 法人等           | 実施主体の保育担当課 | R2は「医療的ケア児保育支援モデル事業」 |
| 29 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可外保育施設の衛生・安全対策事業） | 継続   | 認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施するための費用の一部を補助する。   | (40, 232 の内数) | (39, 382 の内数) | 1/3 | ＜実施主体＞<br>市区町村<br>＜委託先＞<br>NPO 法人等         | 実施主体の保育担当課 |                      |
| 30 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可化移行調査・助言指導事業）    | 継続   | 認可化するにあたり障害となっている事由を診断するほか、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、移行するための計画書の作成及び見直しに必要な費用の一部を補助する。  | (40, 232 の内数) | (39, 382 の内数) | 1/2 | ＜実施主体＞<br>都道府県<br>市区町村<br>＜委託先＞<br>NPO 法人等 | 実施主体の保育担当課 |                      |

|    |   |    |  |             |             |     |   |              |                             |
|----|---|----|--|-------------|-------------|-----|---|--------------|-----------------------------|
| 31 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、認可化移行移転費等支援事業）          | 継続 | 認可化するにあたり立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部を補助する。  | (40,232の内数) | (39,382の内数) | 1/2 | <実施主体><br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等            | 実施主体の保育担当課   |                             |
| 32 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業） | 継続 | 保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に必要な費用の一部を補助する。 | (40,232の内数) | (39,382の内数) | 1/2 | <実施主体><br>都道府県<br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等    | 実施主体の保育担当課   |                             |
| 33 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、新たな待機児童対策提案型事業）         | 継続 | 待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する待機児童解消に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた場合に費用の一部を補助する。  | (40,232の内数) | (39,382の内数) | 定額  | 都道府県<br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等              | 実施主体の保育担当課   |                             |
| 34 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等における要支援児童等対応推進事業）   | 継続 | 保育所等において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。                     | (40,232の内数) | (39,382の内数) | 1/2 | 都道府県<br>市区町村<br>市町村等が認めた者<br><委託先><br>NPO 法人等 | 実施主体の保育担当課   | 令和2年度からの事業                  |
| 35 | 母子家庭等対策総合支援事業（うち、子どもの生活・学習支援事業）           | 継続 | 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う事業。  | (15,795の内数) | (13,408の内数) | 1/2 | <実施主体><br>都道府県、市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等       | 実施主体の児童福祉担当課 | 実施主体は、事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可。 |

|    |  |    |  |              |               |            |  |                                       |  |
|----|--|----|--|--------------|---------------|------------|--|---------------------------------------|--|
| 37 | 社会的養護出身者ネットワーク形成事業   | 継続 | 社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催する。                    | 12           | 12            | 10/10      | 法人（公募により選定）  | 厚生労働省<br>子ども家庭局<br>家庭福祉課<br>（内線 4860） |  |
| 38 | 次世代育成支援対策施設整備交付金（うち、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、一時預かり事業所及び産後ケア事業を行う施設の施設整備に係る施設整備事業） | 継続 | 児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、一時預かり事業所及び産後ケア事業を行う施設の施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。 | 6,354        | 10,971        | 定額（1/2 相当） | <実施主体><br>都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村<br><設置主体><br>NPO 法人等 | 実施主体の児童福祉担当課                          |  |
| 39 | 地域生活定着促進事業   | 継続 | 高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の社会復帰を支援するため、「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービスにつなげるための準備を各都道府県の保護観察所等と協働して進める。 | (38,328 の内数) | (723,809 の内数) | 定額         | <実施主体><br>都道府県<br><委託先><br>社会福祉法人<br>NPO 法人等         | 実施主体の担当課                              |  |
| 40 | 社会福祉推進事業   | 継続 | 地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的な取組等に対する支援を通じて、社会福祉の発展改善等に寄与することを目的として実施する。                                  | (38,328 の内数) | (723,809 の内数) | 定額         | 採択された法人（NPO 法人含む）                                    | 厚生労働省<br>社会・援護局<br>総務課<br>（内線 2891）   |  |

|    |                |    |  |             |              |     |  |              |  |
|----|----------------|----|--|-------------|--------------|-----|--|--------------|--|
| 41 | 被保護者就労支援事業     | 継続 | 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、以下の業務を実施する。<br>・就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、就労に向けた支援、また個別求人開拓や就労後における職場定着に向けた支援<br>・本人の希望や特性に合った就労の場につながるため、求人開拓等が円滑に実施できるよう、地域の関係機関や団体等において、就労支援の連携体制を構築 | 6,413       | 6,413        | 3/4 | <実施主体><br>都道府県<br>市<br>福祉事務所を設置する町村<br><委託先><br>社会福祉法人、NPO 法人等 | 実施主体の生活保護担当課 |  |
| 42 | 被保護者就労準備支援事業   | 継続 | 直ちに一般就労が困難な被保護者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、以下の支援を段階的に実施する。<br>・日常生活習慣の改善のための支援<br>・社会的な能力を身につけるための支援<br>・就労意欲喚起や就労体験等の機会の提供等、<br>就労活動や自立に至るまでの総合的な支援  | 2,170       | 2,170        | 2/3 | <実施主体><br>都道府県<br>市<br>福祉事務所を設置する町村<br><委託先><br>社会福祉法人、NPO 法人等 | 実施主体の生活保護担当課 |  |
| 43 | 社会的な居場所づくり支援事業 | 継続 | 被保護者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。  | (38,328の内数) | (723,809の内数) | 3/4 | <実施主体><br>都道府県<br>市<br>福祉事務所を設置する町村<br><委託先><br>社会福祉法人、NPO 法人  | 実施主体の生活保護担当課 |  |

|    |                 |    |   |               |                |     |  |              |  |
|----|-----------------|----|---|---------------|----------------|-----|--|--------------|--|
|    |                 |    |   |               |                |     | 等  |              |  |
| 44 | 居住不安定者等居宅移行支援事業 | 継続 | 生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する事業。           | 740           | 600            | 3/4 | <実施主体><br>都道府県<br>市<br>福祉事務所を設置する町村<br><委託先><br>社会福祉法人、NPO 法人等 | 実施主体の生活保護担当課 |  |
| 45 | 被保護者家計相談支援事業    | 継続 | 保護廃止が見込まれる被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う。 | (38, 328 の内数) | (723, 809 の内数) | 2/3 | <実施主体><br>都道府県<br>市<br>福祉事務所を設置する町村<br><委託先><br>社会福祉法人、NPO 法人等 | 実施主体の生活保護担当課 |  |
| 46 | ひきこもり支援推進事業     | 継続 | ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、相談支援等を通じて、ひきこもり状態にある本人の自立を促すことにより、本人及びその家族等の福祉の増進を図る。                           | (38, 328 の内数) | (723, 809 の内数) | 1/2 | <実施主体><br>都道府県<br>指定都市<br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等             | 実施主体の担当課     |  |

|    |                              |    |   |                    |                     |   |   |             |  |
|----|------------------------------|----|---|--------------------|---------------------|---|---|-------------|--|
| 47 | 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 | 継続 | 地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活支援といった共助の取組の基盤づくりを支援する。   | (38,328の内数)        | (723,809の内数)        | 1/2   | <実施主体><br>都道府県<br>市区町村<br>NPO 法人等<br><委託先><br>NPO 法人等 | 実施主体の担当課    |  |
| 48 | 被災者見守り・相談支援事業                | 継続 | 災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。<br>このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅に入居している期間、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う。 | (38,328の内数)        | (723,809の内数)        | 原則 1/2  | <実施主体><br>都道府県<br>市区町村<br>NPO 法人等<br><委託先><br>NPO 法人等 | 実施主体の担当課    |  |
| 49 | 生活困窮者自立支援制度                  | 継続 | 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。<br>①自立相談支援事業<br>②住居確保給付金<br>③就労準備支援事業<br>④一時生活支援事業<br>⑤家計改善支援事業<br>⑥子どもの学習・生活支援事業<br>⑦その他事業                     | ①②<br>(29,790の内数)  | ①②<br>(32,803の内数)   | ①② 3/4<br>③④⑤※2/3<br>⑤~⑦ 1/2<br>※①③⑤を一体的に実施した場合 | <実施主体><br>都道府県<br>市区町村<br><委託先><br>社会福祉法人<br>NPO 法人等  | 実施主体の福祉担当課等 |  |
|    |                              |    |   | ③~⑦<br>(38,328の内数) | ③~⑦<br>(723,809の内数) |   |   |             |  |

|    |                     |    |   |              |   |  |  |          |  |
|----|---------------------|----|---|--------------|---|--|--|----------|--|
| 50 | 重層的支援体制整備事業         | 新規 | <p>地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。</p> <p>①地域包括支援センターの運営<br/> ②基幹相談支援センター等機能強化事業等<br/> ③利用者支援事業<br/> ④自立相談支援事業<br/> ⑤福祉事務所未設置町村による相談事業<br/> ⑥地域介護予防活動支援事業<br/> ⑦生活支援体制整備事業<br/> ⑧地域活動支援センター機能強化事業<br/> ⑨地域子育て支援拠点事業<br/> ⑩地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業<br/> ⑪多機関協働事業<br/> ⑫アウトリーチ等を通じた継続的支援事業<br/> ⑬参加支援事業</p> | 7,606        | — | <p>①⑦<br/>38.5/100<br/>②⑧<br/>50/100 以内<br/>③<br/>2/3<br/>④⑤⑪⑫⑬<br/>3/4<br/>⑥<br/>25/100<br/>⑨<br/>1/3<br/>⑩<br/>1/2</p> | <p>&lt;実施主体&gt;<br/>市町村<br/>&lt;委託先&gt;<br/>社会福祉法人<br/>NPO 法人等</p> | 実施主体の担当課 |  |
| 51 | 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 | 新規 | <p>重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築や多機関協働等の本格実施に向けた支援を行う。</p>  | (38,328 の内数) | — | 3/4  | <p>&lt;実施主体&gt;<br/>市町村<br/>&lt;委託先&gt;<br/>社会福祉法人<br/>NPO 法人等</p> | 実施主体の担当課 |  |

|    |                         |    |  |             |             |                           |  |  |  |
|----|-------------------------|----|--|-------------|-------------|---------------------------|--|--|--|
| 52 | 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業 | 新規 | 市町村が推進する包括的な支援体制整備の後方支援として、都道府県が行う各種取組に必要な支援を行う。   | (38,328の内数) | —           | 3/4                       | <実施主体><br>都道府県<br><委託先><br>社会福祉法人<br>NPO 法人等 | 実施主体の担当課                                       |  |
| 53 | 社会福祉振興助成事業              | 継続 | 政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して生活できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。       | 608         | 608         | 定額                        | <実施主体><br>(独)福祉医療機構<br><助成先><br>NPO 法人等      | 厚生労働省<br>社会・援護局<br>福祉基盤課<br>(内線 2866)          |  |
| 54 | 自殺防止対策事業                | 継続 | 自殺対策に取り組む民間ボランティア団体等の活動に対し、財政支援を行う。  | (2,781の内数)  | (3,767の内数)  | 定額                        | NPO 法人等                                      | 自殺対策推進室<br>(内線 2838)                           |  |
| 55 | 樺太等残留邦人集団一時帰国事業         | 継続 | 樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援する。                  | 33          | 34          | 10/10<br>※委託費の上<br>限額内で交付 | <実施主体><br>国<br><委託先><br>NPO 法人等              | 社会・援護局<br>援護企画課<br>中国残留邦人等<br>支援室<br>(内線 3465) |  |
| 56 | 中国残留邦人等地域生活支援事業         | 継続 | 地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する。 | (38,328の内数) | (46,213の内数) | 10/10                     | <実施主体><br>都道府県<br>市区町村<br><委託先><br>NPO 法人等   | 実施主体の担当課                                       |  |

|    |             |    |   |              |              |                       |  |   |  |
|----|-------------|----|---|--------------|--------------|-----------------------|--|---|--|
| 57 | 地域生活支援推進事業  | 継続 | 全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターで、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連携を推進し、活動を援助する。 | 7            | 7            | 10/10<br>※委託費の上限額内で交付 | <実施主体><br>中国帰国者支援・交流センター<br><委託先><br>NPO 法人等               | 各中国帰国者支援・交流センター                                 |  |
| 58 | 障害者総合福祉推進事業 | 継続 | 障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現地調査等による実態把握や試行的取組を通じて提言を行う。                                       | 400          | 400          | 定額                    | 地方公共団体、社会福祉法人、NPO 法人、社団法人、財団法人等                            | 社会・援護局<br>障害保健福祉部<br>企画課<br>自治体支援係<br>(内線 3007) |  |
| 59 | 地域生活支援事業    | 継続 | 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業  | (45,099 の内数) | (45,090 の内数) | 1/2 以内                | <実施主体><br>都道府県、市町村<br><委託先、補助先><br>社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等     | 実施主体の担当課  |  |
| 60 | 地域生活支援促進事業  | 継続 | 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等国として促進すべき事業について、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。        | (6,221 の内数)  | (5,451 の内数)  | 1/2 又は定額<br>(10/10)   | <実施主体><br>都道府県、NPO 法人等<br><委託先、補助先><br>社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等 | 実施主体の担当課  |  |

|    |                     |    |   |             |              |                     |  |  |  |
|----|---------------------|----|---|-------------|--------------|---------------------|--|--|--|
| 61 | 障害者芸術文化活動<br>普及支援事業 | 継続 | 障害者の芸術文化活動の相談支援・<br>人材育成等の支援ノウハウを全国展開<br>し、障害者の芸術文化活動のさらなる振<br>興を図る。  | 338         | 338          | 1/2 又は定額<br>(10/10) | 〈実施主体〉<br>都道府県、<br>NPO 法人等<br>〈委託先、補<br>助先〉<br>社会福祉法<br>人、公益法<br>人、NPO 法人<br>等         | 社会・援護局<br>障害保健福祉部<br>企画課<br>自立支援振興室<br>(内線 3077)               |  |
| 62 | 社会福祉施設等施設<br>整備費補助金 | 継続 | 障害者の日常生活及び社会生活を総<br>合的に支援するための法律（平成 17 年<br>法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年<br>法律第 164 号）等の規定に基づき、社会<br>福祉法人等が実施する障害福祉サービ<br>ス事業所等の施設整備に要する費用の一部<br>を補助する。 | (4,812 の内数) | (16,019 の内数) | 1/2                 | 〈実施主体〉<br>都道府県、指<br>定都市、中核<br>市<br>〈補助先〉<br>社会福祉法<br>人、医療法<br>人、公益社団<br>法人、NPO 法<br>人等 | 社会・援護局<br>障害保健福祉部<br>障害福祉課<br>(内線 3035)                        |  |
| 63 | 依存症民間団体支援<br>事業     | 継続 | アルコール・薬物・ギャンブル等の<br>依存症者やその家族等の支援について全<br>国規模で実施している自助グループ等民<br>間団体の活動(支援ネットワークの構築<br>や相談支援、普及啓発活動等)に対して<br>支援を行う。                                  | 40          | 40           | 定額(10/10)           | 公益法人、社<br>会福祉法人、<br>NPO 法人等  | 社会・援護局<br>障害保健福祉部<br>精神・障害保健<br>課<br>依存症対策推進<br>室<br>(内線 3100) |  |

|    |              |    |  |                |                |   |   |          |  |
|----|--------------|----|--|----------------|----------------|---|---|----------|--|
| 64 | 地域支援事業       | 継続 | <p>要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業に対し交付金を交付する。</p> <p>①介護予防・日常生活支援総合事業<br/>②包括的支援事業<br/>③任意事業</p> | (194, 165 の内数) | (197, 203 の内数) | <p>①<br/>25/100</p> <p>②、③<br/>38.5/100</p> | <p>&lt;実施主体&gt;<br/>市町村</p> <p>&lt;補助先&gt;<br/>NPO 法人等</p>  | 実施主体の担当課 |  |
| 65 | 地域医療介護総合確保基金 | 継続 | <p>医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備等の促進のため必要な事業を支援する。</p>   | (54, 944 の内数)  | (54, 944 の内数)  | 2/3   | <p>&lt;実施主体&gt;<br/>都道府県</p> <p>&lt;補助先&gt;<br/>NPO 法人等</p> | 各都道府県担当課 |  |

| 連番 | 事業名                               | 区分 | 施策・事業概要  | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率  | 実施主体   | 照会窓口           | 備考 |
|----|-----------------------------------|----|--|-------------------|-------------------|--|--|----------------|----|
| 1  | 原子力災害対応雇用<br>支援事業（基金）             | 継続 | （福島県に造成した基金を財源に実施）   | 0                 | 0                 | 福島県又は原<br>子力災害被災<br>12市町村及び<br>その出張所等<br>所在自治体か<br>ら委託費とし<br>て支給 | <実施主体><br>福島県又は原<br>子力災害被災<br>12市町村及び<br>その出張所等<br>所在自治体<br><委託先><br>民間企業<br>NPO 法人等 | 実施主体の担当<br>課   |    |
| 2  | 被災者見守り・相談<br>支援事業（被災者支<br>援総合交付金） | 継続 | 東日本大震災の被災者が、現に居住<br>する地域において、安心して日常生活を<br>営むことができるよう、被災者の心のケ<br>アや孤立防止のための見守り支援を行う<br>とともに、これに併せて日常生活上の相<br>談支援などの孤立防止等のために必要と<br>なる支援を一体的に提供する体制の構築<br>を図る。 | (12,519の内数)       | (15,480の内数)       | 10/10  | <実施主体><br>岩手県、宮城<br>県、福島県及<br>び管内市町村<br><委託先><br>NPO 法人等                             | 実施主体の福祉<br>担当課 |    |

| 連番 | 事業名                              | 区分   | 施策・事業概要  | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率             | 実施主体             | 照会窓口  | 備考   |
|----|----------------------------------|------|--|-------------------|-------------------|-----------------|------------------|---|--|
| 1  | 中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出事業         | 継続   | 日本と中南米の農業・食産業分野の連携・交流の強化や我が国の食産業の中南米進出のため、中南米5カ国の日系農業者の若手世代・女性等を対象に研修を行うとともに、日本の地方企業と日系農業者等とのビジネス創出等を図る。                                     | 74                | 59                | 委託費             | 民間団体、民間企業、NPO法人等 | 農林水産省<br>大臣官房国際部<br>新興地域グループ<br>03-3502-5930                  |  |
| 2  | 情報通信技術等を活用したフードバリューチェーン構築支援事業    | 名称変更 | 我が国の民間企業等が、農林水産業・食品関連分野において情報通信技術等を活用した製品の輸出やサービスを構築するために行う取組を支援する。  | 8                 | 17                | 補助金<br>(定額)     | 民間団体、民間企業、NPO法人等 | 農林水産省<br>大臣官房国際部<br>新興地域グループ<br>03-3592-0313                  | 旧事業名：インフラ輸出技術利活用検討調査事業                     |
| 3  | 開発途上国におけるフードバリューチェーン構築のための人材育成事業 | 名称変更 | アジア・アフリカ地域の開発途上国の農業者等を対象に、現地のフードバリューチェーン構築を担い、我が国食産業の現地パートナーとなり得る有望な現地人材を育成するため、農産物の生産・流通販売等の実践的な農業経営を学ぶ研修や技術指導、小規模農業者団体の組織強化に関するセミナー等を実施する。 | 50                | 53                | 委託費／補助金<br>(定額) | 民間団体、民間企業、NPO法人等 | 農林水産省<br>大臣官房国際部<br>新興地域グループ<br>03-3592-0313,<br>03-3501-7402 | 旧事業名：アジア・アフリカ地域におけるフードバリューチェーン構築のための人材育成事業 |

|   |   |      |  |          |          |               |                   |   |                                   |
|---|---|------|--|----------|----------|---------------|-------------------|---|-----------------------------------|
| 4 | アフリカ等の企業コンソーシアムによるフードバリューチェーン構築実証事業       | 名称変更 | アフリカ等地域における農林水産分野の課題を解決するため、日本企業コンソーシアムによる複数の製品・サービス等を連携させた一体的なフードバリューチェーン構築を図る観点から、日本企業の複合的なサービスの実証等の活動を支援する。         | 25       | 31       | 補助金<br>(定額)   | 民間団体、民間企業、NPO法人等  | 農林水産省<br>大臣官房国際部<br>新興地域グループ<br>03-3501-7402  | 旧事業名：アフリカ等のフードバリューチェーン課題解決型市場開拓事業 |
| 5 | 家畜生産農場衛生対策事業のうち、農場HACCP導入推進強化事業           | 継続   | 農場HACCPの導入に向けた取組やその成果としての認証取得を促進する農場指導員を増強するため、農場指導員養成研修を実施する。   | (634の内数) | (654の内数) | 定額            | 民間団体、民間企業、NPO法人など | 農林水産省<br>消費・安全局<br>動物衛生課<br>03-3502-8292  |                                   |
| 6 | 海外農業・貿易投資環境調査分析事業<br>(食品産業グローバル展開推進事業を除く) | 継続   | 世界的に顕在化しているフードバリューチェーンの停滞、新たなバリューチェーン再構築の可能性を踏まえ、農林水産物・食品の輸出拡大等を図るため、情報提供から海外進出まで、我が国食産業の海外展開を総合的に支援する。                | (529の内数) | (662の内数) | 委託／補助<br>(定額) | 民間団体等             | 農林水産省<br>大臣官房国際部<br>国際地域課<br>03-3502-8058<br>(内 3511)<br>食料産業局<br>企画課<br>03-3502-5742<br>(内 4136) |                                   |
| 7 | 食品産業の横断的課題調査・実証事業                         | 新規   | 個社ごとに様式の異なる商品規格書の標準化に向けて、食品産業(食品製造業者、食品流通業者、外食事業者)の代表者に加え、物流や情報産業など食品産業以外の業種、有識者、関係省庁が参画する検討会の運営、解決策の検討に必要な調査・分析、ガイドライ | 15       | —        | 補助(定額)        | 民間団体等             | 農林水産省<br>食料産業局<br>企画課<br>03-6744-2065<br>(内 4139)   |                                   |

|    |   |    |  |          |          |                      |                        |  |                  |
|----|---|----|--|----------|----------|----------------------|------------------------|--|------------------|
|    |   |    | ンの作成等を行う。  |          |          |                      |                        |  |                  |
| 8  | 輸出環境整備推進事業                                    | 継続 | 農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化、輸出手続の円滑化、輸出に取り組む事業者の利便性の向上、輸出先国が求める食品安全規制等に対応するための事業者の取組を支援。 | 1,692    | 1,675    | 委託費補助金<br>(定額、1/2以内) | 民間団体等<br>(NPO法人を含む)    | 農林水産省<br>食料産業局<br>輸出先国規制対策課<br>03-6744-2398                |                  |
| 9  | 海外需要創出等支援対策事業（うち、輸出に取り組む優良事業者表彰事業）            | 継続 | 輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、取組を広く紹介します。  | 8        | 8        | 定額                   | 民間団体等                  | 農林水産省<br>食料産業局<br>海外市場開拓・食文化課<br>輸出プロジェクト室<br>03-6744-7172 |                  |
| 10 | 海外需要創出等支援対策事業（うち、日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業） | 継続 | 日本産農林水産物・食品を輸出する取組と併せて日本食・食文化の魅力を世界に発信することで、日本産農林水産物・食品に対する興味・関心を高め、購買行動に繋げる仕組みの構築等を支援します。           | 349      | 315      | 定額、委託                | 民間団体等                  | 農林水産省<br>食料産業局<br>海外市場開拓・食文化課<br>食文化室<br>03-6744-2012      | 一部の事業で応募団体の要件を設定 |
| 11 | 6次産業化サポート事業                                   | 継続 | 6次産業化サポートセンターによる農林漁業者等の育成、外食・中食等における国産食材の活用を支援するとともに、6次産業化の優良事例の表彰等を通じた普及啓発を行います。                    | (453の内数) | (531の内数) | 委託費／補助金<br>(定額)      | (公募) 都道府県、民間企業、NPO法人など | 農林水産省<br>食料産業局<br>産業連携課<br>03-6744-2063                    |                  |

|    |                               |    |  |             |             |           |                    |   |                         |
|----|-------------------------------|----|--|-------------|-------------|-----------|--------------------|---|-------------------------|
| 12 | 地理的表示保護コンソーシアム運営事業            | 新規 | G I 保護制度への申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、輸出や国内販路拡大、G I 産品の高付加価値化に繋げる取組、海外における我が国G I の保護・侵害対策等を強化するための取組を支援。               | (130 の内数)   | —           | 定額、1/2 以内 | (公募) 民間企業 NPO 法人など | 農林水産省<br>食料産業局<br>知的財産課<br>03-6738-6317           |                         |
| 13 | 食料産業・6次産業化交付金のうちフードバンク活動の推進事業 | 継続 | 食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、フードバンク活動の推進に向けた検討会・研修会の開催や、食品の保管用倉庫・運搬用車両等の賃借を支援。                                       | (1,894 の内数) | (2,534 の内数) | 定額、1/2 以内 | 地方公共団体、NPO 法人など    | 農林水産省<br>食料産業局<br>バイオマス循環資源課<br>03-6744-2066      |                         |
| 14 | 農業人材力強化総合支援事業のうち農業教育高度化事業     | 新規 | 農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を図るため、農業教育カリキュラムの強化、リカレント教育の充実、若者の就農意欲を喚起する取組を支援  | (549 の内数)   | (349 の内数)   | 定額、1/2 以内 | 公募(民間団体、NPO 法人など)等 | 農林水産省<br>経営局<br>就農・女性課<br>03-6744-2160(直)         | R2 年度は、農業経営確立支援事業等      |
| 15 | 農業人材力強化総合支援事業のうち新規就農者確保推進事業   | 新規 | 農業に従事する人材の確保・定着を図るため、就農相談会の開催、農業就業体験、地域における新規就農者のサポート活動、労働環境の改善、労働力の調整等による多様な人材の確保等の取組を支援。                         | (314 の内数)   | (312 の内数)   | 定額        | 公募(民間団体、NPO 法人など)  | 農林水産省<br>経営局<br>就農・女性課<br>03-3501-1962            | R2 年度は、地域の新規就農サポート支援事業等 |
| 16 | 女性が変える未来の農業推進事業               | 継続 | 女性農業者が能力を発揮して活躍でき、また女性にとって魅力ある職業として農業が選択されるよう、女性グループ活動の活性化のための研修、地域で託児と農作業を一体的にサポートする体制づくり、女性リーダーとなりうる農業経営者の育成を支援。 | 85          | 75          | 定額        | 公募(民間団体、NPO 法人など)  | 農林水産省<br>経営局<br>就農・女性課<br>女性活躍推進室<br>03-3502-6600 |                         |

|    |                              |    |  |            |            |        |                                 |  |  |
|----|------------------------------|----|--|------------|------------|--------|---------------------------------|--|--|
| 17 | 外国人材受入総合支援事業                 | 継続 | 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野における外国人材の適正かつ円滑な受入れに向けて、技能試験を実施するとともに、外国人材の受入れや就労環境改善等の取組方法及び優良事例の作成・周知、相談窓口の設置等により、外国人材が働きやすい環境の整備等を支援。 | 369        | 366        | 定額     | 公募（民間団体、NPO法人など）                | 農林水産省<br>経営局<br>就農・女性課<br>03-6744-2162<br><br>水産庁<br>企画課<br>03-6744-2340<br><br>食料産業局<br>食品製造課<br>03-6744-2397<br><br>食品製造課<br>外食産業室<br>03-6744-7177 |  |
| 18 | 農山漁村振興交付金のうち山村活性化対策（商談会開催事業） | 継続 | 山村の特色ある地域資源を活用した商品等の販路開拓のため、バイヤーとの商談会を開催し、所得・雇用の増大を図る取組を支援   | (784の内数)   | (784の内数)   | 定額     | (公募)<br>民間団体、<br>NPO法人等         | 農林水産省<br>農村振興局<br>地域振興課<br>03-6744-2498  |  |
| 19 | 農山漁村振興交付金（うち、農泊推進対策）         | 継続 | 農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援                      | (9,805の内数) | (9,805の内数) | 定額、1/2 | 地域協議会、<br>DMO（観光地域づくり法人）、NPO法人等 | 農林水産省<br>農村振興局<br>都市農村交流課<br>03-3502-5946  |  |
| 20 | 農山漁村振興交付金（うち、農福連携対策）         | 継続 | 農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等の雇用・就労に   | (9,805の内数) | (9,805の内数) | 定額、1/2 | 農業法人、社会福祉法人、民間企業、               | 農林水産省<br>農村振興局<br>都市農村交流課  |  |

|    |   |     |   |              |              |                      |                            |   |   |
|----|---|-----|---|--------------|--------------|----------------------|----------------------------|---|---|
|    |   |     | 配慮した生産・加工・販売施設の整備等を支援   |              |              |                      | NPO 法人等                    | 03-3502-0033  |   |
| 21 | 農山漁村振興交付金<br>(うち、都市農業機能発揮対策)                  | 継続  | 都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組や都市農地の貸借による次世代の担い手づくりの取組に加えて、農地の周辺環境対策、災害時の避難地としての活用を支援               | (9,805 の内数)  | (9,805 の内数)  | 定額                   | 民間団体、地域協議会、市区町村、JA、NPO 法人等 | 農林水産省<br>農村振興局<br>都市農村交流課<br>03-3502-5948             |   |
| 22 | 農山漁村振興交付金<br>のうち農山漁村活性化整備対策                   | 継続  | 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援   | (9,805 の内数)  | (9,805 の内数)  | 1/2 等<br>上限額<br>4 億円 | 都道府県、市町村、NPO 法人等           | 農林水産省<br>農村振興局<br>地域整備課<br>03-3501-0814               |   |
| 23 | 農山漁村振興交付金<br>のうち地域活性化対策のうち人材発掘事業              | 継続  | 就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者が農山漁村を知り、農山漁村の生活を体験することを通じて、将来的に農山漁村で農林水産業に就業するためのきっかけを作ることを目的とし、地域外の人材の流入による農山漁村の活性化を推進する。 | (9,805 の内数)  | (9,805 の内数)  | 定額                   | (公募)<br>NPO 法人、民間企業など      | 農林水産省<br>農村振興局<br>農村計画課<br>農村政策推進室<br>03-6744-2203    |   |
| 24 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 (うち鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業) | 継続  | 鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るための取組、全国的なジビエの消費拡大を図るプロモーション等への取組を支援。                               | (11,005 の内数) | (10,010 の内数) | 定額                   | (公募)<br>民間団体、NPO 法人、地域協議会等 | 農林水産省<br>農村振興局<br>鳥獣対策・農村環境課<br>鳥獣対策室<br>03-3591-4958 | 鳥獣被害対策基盤支援事業は平成 24 年度から、全国ジビエプロモーション事業は平成 30 年度から実施 |
| 25 | 木材需要の創出・輸出力強化対策                               | 統廃合 | 林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セ  | (506 の内数)    | (700 の内数)    | 定額                   | NPO を含む民間団体等               | 農林水産省<br>林野庁<br>木材利用課                                 | 左記事業のうち、高付加価値木材製品輸出促                                |

|    |                   |    |   |             |                       |                        |  |                                       |                                   |
|----|-------------------|----|---|-------------|-----------------------|------------------------|--|---------------------------------------|-----------------------------------|
|    |                   |    | クターによる非住宅建築物等への木材利用や木材利用に対する消費者等の具体的行動の促進等の様々な分野における木材需要の創出・輸出力強化を支援      |             |                       |                        |  | 03-6744-2120                          | 進事業は、令和3年度から官民一体となった海外での販売力の強化に統合 |
| 26 | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 | 継続 | 森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援 | (1,393の内数)  | (1,344の内数)            | 定額、1/2以内等<br>上限額：500万円 | 地域協議会<br>(地域協議会から保全活動を行う活動組織(NPO法人も活動することが可能)に対し、交付金を交付) | 農林水産省<br>林野庁<br>森林利用課<br>03-3502-0048 |                                   |
| 27 | 森林環境保全直接支援事業      | 継続 | 施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援                          | 23,810      | 37,947(うち補正予算額14,456) | 3/10等                  | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等                        | 農林水産省<br>林野庁<br>整備課<br>03-3502-8065   |                                   |
| 28 | 特定森林再生事業          | 継続 | 公益的機能の発揮を図るため、更新困難な森林や被害森林等の特定の森林の再生を支援                                   | 1,919       | 2,563(うち補正予算額164)     | 3/10等                  | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等                        | 農林水産省<br>林野庁<br>整備課<br>03-3502-8065   |                                   |
| 29 | 農業用水保全の森づくり事業     | 継続 | 森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援        | (80,725の内数) | (94,275の内数)           | 3/10等                  | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定                                 | 農林水産省<br>林野庁<br>整備課<br>3403-3502-8065 |                                   |

|    |                        |    |   |             |             |       |   |  |  |
|----|------------------------|----|---|-------------|-------------|-------|---|--|--|
|    |                        |    |   |             |             |       | を締結した<br>NPO等   |  |  |
| 30 | 漁場保全の森づくり<br>事業        | 継続 | 森林の整備及び保全に係る事業であ<br>って、森林による栄養塩類等の供給や<br>濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を<br>高めるために行うものを支援   | (80,725の内数) | (94,275の内数) | 3/10等 | 市町村長の認<br>可を受けて森<br>林所有者等と<br>施業実施協定<br>を締結した<br>NPO等     | 農林水産省<br>林野庁<br>整備課<br>03-3502-8065    |  |
| 31 | 絆の森整備事業                | 継続 | 市民グループ(NPO法人等)等が森<br>林所有者から受託して森林経営計画等<br>を作成し、又は、NPO法人等が森林所<br>有者等と施業実施協定を締結し、自ら<br>森林の管理・整備を実施する事業を支<br>援         | (80,725の内数) | (94,275の内数) | 3/10等 | 市町村長の認<br>可を受けて森<br>林所有者等と<br>施業実施協定<br>を締結した<br>NPO等     | 農林水産省<br>林野庁<br>整備課<br>03-3502-8065    |  |
| 32 | 花粉発生源対策促進<br>事業        | 継続 | 花粉症対策苗木に対する需要の喚起<br>を図るため、スギ人工林等の花粉発生<br>源となっている森林を対象として、花<br>粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉<br>症対策苗木等の植栽に必要な経費の一<br>部を支援        | (80,725の内数) | (94,275の内数) | 3/10等 | 市町村長の認<br>可を受けて森<br>林所有者等と<br>施業実施協定<br>を締結した<br>NPO<br>等 | 農林水産省<br>林野庁<br>整備課<br>03-3502-8065    |  |
| 33 | 経営体育成総合支援<br>事業        | 継続 | 漁業・漁村を支える人材の確保・育<br>成を図るため、漁業への就業前の者へ<br>の資金の交付、漁業現場での長期研修<br>を通じた就業・定着の促進、海技士免<br>許等の資格取得及び漁業者の経営能力<br>の向上等を支援します。 | (677の内数)    | (691の内数)    | 定額    | (公募)<br>民間団体等   | 農林水産省<br>水産庁漁政部<br>企画課<br>03-6744-2340 |  |
| 34 | 漁業労働安全確保・<br>革新的技術導入支援 | 継続 | 漁船の災害発生を減少させるため、<br>漁船の安全操業や航行について知識を   | 56          | 18          | 定額    | (公募)<br>民間団体等   | 農林水産省<br>水産庁                           |  |

|    |                   |    |  |            |            |                |  |  |  |
|----|-------------------|----|--|------------|------------|----------------|--|--|--|
|    | 事業                |    | 有する安全推進員等の養成や安全責任者への取組のフォローアップ調査に基づく改善指導や、危険性の高い高齢者等が操船する漁船を対象とした船舶自動識別装置(AIS)の導入等を支援。 |            |            |                |  | 漁政部<br>企画課<br>03-3592-0731<br><br>増殖推進部<br>研究指導課<br>03-3591-7410 |  |
| 35 | 有害生物漁業被害防止総合対策事業  | 継続 | 我が国漁業に甚大な被害をもたらすトド、大型クラゲ等の有害生物について、駆除・処理等の漁業被害軽減対策の実施を支援                               | 380        | 355        | 定額、1/2         | (公募)<br>民間団体等  | 農林水産省<br>水産庁<br>増殖推進部<br>漁場資源課<br>03-3502-8487                   |  |
| 36 | 内水面漁場・資源管理総合対策事業  | 継続 | 内水面漁業の持続的な管理の在り方の検討や内水面漁業者が行うカワウ駆除活動、養鰻業者等が行う資源管理のための取組、内水面漁業者が行う生息環境改善の取組等を支援         | (825の内数)   | (811の内数)   | 定額、3/4、<br>1/2 | (公募)<br>民間団体等  | 農林水産省<br>水産庁<br>増殖推進部<br>栽培養殖課<br>03-3502-8489                   |  |
| 39 | 水産多面的機能発揮対策事業     | 継続 | 水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮のため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対し支援  | (1,800の内数) | (2,299の内数) | 定額<br>1/2 以内   | 地域協議会<br>(地域協議会から保全活動等行う活動組織(NPO法人も構成員となることが可能)に対し、交付金を交付) | 水産庁<br>漁港漁場整備部<br>計画課<br>03-3501-3082                            |  |
| 40 | 日本発の水産エコラベル普及推進事業 | 継続 | 水産資源の持続的利用に対する国際的な関心の高まりへの対応や水産物輸出の増加を図るため、資源管理や環境                                     | 36         | 36         | 定額             | (公募)<br>民間団体等  | 農林水産省<br>水産庁<br>漁政部  |  |

|    |  |    |   |  |     |                 |        |  |  |
|----|--|----|---|--|-----|-----------------|--------|--|--|
|    |  |    | 配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、我が国の実態に応じた日本発の水産エコラベル認証の国内外への普及を支援 |  |     |                 |        | 企画課<br>03-6744-2340                          |  |
| 41 | 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち食品受入能力向上緊急支援事業（フードバンク支援事業） | 新規 | フードバンクに対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる、一時保管用倉庫・運搬用車両等の賃借料を支援。  |  | 395 | 定額、上限額<br>500万円 | フードバンク | 農林水産省<br>食料産業局<br>バイオマス循環資源課<br>03-6744-2066 |  |

| 連番 | 事業名                | 区分 | 施策・事業概要   | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率   | 実施主体                              | 照会窓口                                | 備考 |
|----|--------------------|----|---|-------------------|-------------------|-------|-----------------------------------|-------------------------------------|----|
| 1  | 森林環境保全直接支援事業       | 継続 | 施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援                      | 2,074             | 2,875             | 3/10等 | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等 | 農林水産省<br>林野庁<br>整備課<br>03-3502-8065 |    |
| 2  | 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業 | 継続 | 被害を受けた福島県の漁業者のグループが行う省エネルギー性能が相当程度優れた漁業用機器設備（LED集魚灯・漁船用エンジン）等の導入費用を支援 | 39                | 68                | 定額    | （公募）<br>民間団体等                     | 農林水産省<br>水産庁<br>企画課<br>03-6744-2341 |    |

| 連番 | 事業名                          | 区分                | 施策・事業概要   | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率   | 実施主体  | 照会窓口   | 備考                                    |
|----|------------------------------|-------------------|---|-------------------|-------------------|---|-------|--|---------------------------------------|
| 1  | ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業        | 継続                | 複数の中小企業・小規模事業者等が連携して生産性の向上を図る取組に必要な設備投資等を支援する。                                | 1,040             | 1,005             | 補助率：1/2<br>(一定の要件を満たす者は2/3)<br>上限額：<br>サプライチェーン効率化型<br>1,000万円<br>企業間連携型<br>2,000万円 | 民間団体等 | 中小企業庁<br>経営支援部<br>技術・経営革新課<br>03-3501-1816<br>地域経済産業グループ<br>地域企業高度化推進課<br>03-3501-0645 | ・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。                 |
| 2  | JAPANブランド育成支援等事業             | 継続                | 中小企業者等が海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発や販路開拓、ブランディング等に取り組む際の費用の一部を補助する。          | 793               | 2,496             | 補助率：<br>2/3、1/2<br>上限額：500万円（※複数者連携の場合、最大2,000万円）                                   | 民間団体等 | 中小企業庁<br>経営支援部<br>創業・新事業促進課<br>03-3501-1767  |                                       |
| 3  | 事業承継・世代交代集中支援事業（事業承継・引継ぎ補助金） | 継続<br>(既存の2つの補助金) | 事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用等）、事業承継・引継ぎ後の新たな取組（設備投資や販路開拓等や廃業に係る費用等）を補助 | 1,620             | 5,660の内数          | 補助率：1/2<br>上限額：250万円、500万円<br>上乗せ額（廃業を伴う場   | 民間団体等 | 中小企業庁<br>事業環境部<br>財務課<br>03-3501-5803  | ・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。<br>・平成29年度から実施。 |

|   |                                    |          |   |            |  |                  |                                  |   |   |
|---|------------------------------------|----------|---|------------|--|------------------|----------------------------------|---|---|
|   |                                    | が統<br>合) |   |            |  | 合) : + 200<br>万円 |                                  |   |   |
| 4 | 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業） | 継続       | 中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置。   | (4,090の内数) | (当初予算：4,240の内数)<br>三次補正予算：982<br>[982] | 補助率：—<br>上限額：—   | 公益財団法人、一般社団法人、商工会議所、商工会連合会、民間団体等 | 中小企業庁<br>経営支援部<br>経営支援課<br>03-3501-1763 | ・一定の要件を満たす NPO 法人が対象。<br>・平成 26 年度から実施。                     |
| 5 | 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）   | 継続       | よろず支援拠点や地域プラットフォームが、個々の中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家を原則 3 回まで無料で派遣する。  | (4,090の内数) | (4,240の内数)                             | 補助率：—<br>上限額：—   | 民間事業者                            | 中小企業庁<br>経営支援部<br>経営支援課<br>03-3501-1763 | ・平成 30 年 7 月より、一定の要件を満たす NPO 法人が対象。<br>・平成 26 年度から実施。       |
| 6 | 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（経営安定関連保証等対策費）  | 継続       | 信用保証協会が、金融機関による中小企業・小規模事業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填するもの。これにより、経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図る。 | 6,080      | 5,990                                  | 定額               | 一般社団法人<br>全国信用保証協会連合会            | 中小企業庁<br>事業環境部<br>金融課<br>03-3501-2876   | ・平成 27 年 10 月より、一定の要件を満たす NPO 法人は信用保証の対象。<br>・平成 12 年度から実施。 |

|   |   |    |   |       |       |           |          |                                       |   |
|---|---|----|---|-------|-------|-----------|----------|---------------------------------------|---|
| 7 | 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（信用保証協会による経営支援対策費補助事業） | 継続 | 中小企業・小規模事業者に対し、信用保証協会が、地域金融機関と連携して行う専門家派遣等の経営支援や経営支援と一体となった資金繰り支援の取組みに対して補助をするもの。   | 1,100 | 1,100 | 2/3 ・ 1/2 | 信用保証協会   | 中小企業庁<br>事業環境部<br>金融課<br>03-3501-2876 | ・平成27年10月より、一定の要件を満たすNPO法人は信用保証の対象。<br>・平成26年度から実施。 |
| 8 | 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（中小企業・小規模事業者経営力強化保証事業） | 継続 | 認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免する保証制度を実施するために必要な予算を日本政策金融公庫に出資するもの。 | 200   | 200   | —         | 日本政策金融公庫 | 中小企業庁<br>事業環境部<br>金融課<br>03-3501-2876 | ・平成27年10月より、一定の要件を満たすNPO法人は信用保証の対象。<br>・平成26年度から実施。 |

| 連番 | 事業名                           | 区分 | 施策・事業概要  | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率  | 実施主体                       | 照会窓口  | 備考 |
|----|-------------------------------|----|--|-------------------|-------------------|--|----------------------------|---|----|
| 1  | 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 | 継続 | 人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、子育て、買い物、防災機能など複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成を支援。<br>また、感染リスクの低減につながる、テレワーク等の新しい働き方に対応した施設や、「3密」回避に資する設備等の整備について支援。 | (44の内数)           | (62の内数)           | 【市町村が行う事業】<br>1/2 以内<br>[直接補助]<br>【NPO 法人等が行う事業】<br>1/3 以内<br>[間接補助] | 市町村、NPO 法人等                | 国土政策局<br>地方振興課<br>03-5253-8111<br>(内線 29542)  |    |
| 2  | 都市再開発支援事業                     | 継続 | 地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及びまちづくり NPO 等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。   | ※1                | ※1                | 1/3 等<br>[間接補助]<br>(上限額 総事業費 50,000 千円)                              | 地方公共団体、再開発準備組織、まちづくり NPO 等 | 都市局<br>市街地整備課<br>03-5253-8111<br>(内線 : 32745) |    |
| 3  | 都市再生整備計画事業                    | 継続 | 市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。   | ※1                | ※1                | 補助基本額を 2/3 とし交付率 40%等<br>[間接補助]<br>(上限額 建築物整備費 21 億円 / 1 箇所等)        | 市町村、NPO 等                  | 都市局<br>市街地整備課<br>03-5253-8111<br>(内線 32763)   |    |

|   |               |    |   |    |    |                               |                             |   |  |
|---|---------------|----|---|----|----|-------------------------------|-----------------------------|---|--|
| 4 | 都市防災総合推進事業    | 継続 | 密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地における都市の防災性向上や住民の防災に対する意識向上を図ることを目的に、地方公共団体が策定する事業計画に基づいた都市防災に関する事業を民間事業者等（NPO を含む）が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。 | ※1 | ※1 | 2/3, 1/2, 1/3<br>以内<br>[間接補助] | 地方公共団体等（NPO を含む）            | 都市局<br>都市安全課<br>03-5253-8111<br>(内線 32334)    |  |
| 5 | 市民緑地等整備事業     | 継続 | 市町村長より緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人の指定を受けたNPO 等が、市民緑地契約に係る緑地又は認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づく緑地、緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。  | ※1 | ※1 | 1/3 以内<br>[間接補助]              | 地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人、都市再生推進法人 | 都市局<br>公園緑地・景観課<br>03-5253-8420<br>(内線 32963) |  |
| 6 | 都市公園事業        | 継続 | 市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO 等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。                | ※1 | ※1 | 1/3 以内<br>[間接補助]              | 地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人        | 都市局<br>公園緑地・景観課<br>03-5253-8919<br>(内線 32953) |  |
| 7 | 都市・地域交通戦略推進事業 | 継続 | 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しよ  | ※1 | ※1 | 1/3 以内<br>[間接補助]              | 地方公共団体、NPO 等                | 都市局<br>街路交通施設課<br>03-5253-8111<br>(内線 32835)  |  |

|   |                |    |   |     |     |  |  |   |  |
|---|----------------|----|---|-----|-----|--|--|---|--|
|   |                |    | うとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。   |     |     |  |  |   |  |
| 8 | 官民連携まちなか再生推進事業 | 継続 | 多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォーム（NPOを含む場合がある）の構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、将来像を実現するための取り組み等（エリアプラットフォーム活動支援事業）、及び民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発の取り組み（普及啓発事業）に支援を行う。 | 510 | 500 | 【エリアプラットフォーム活動支援事業】<br>①エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定：定額（上限1千万円）[直接補助]<br>②未来ビジョン等の改定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用：1/2 [直接補助]<br>③交流拠点施設整備等：1/3等 [直接補助]<br>【普及啓発事業】 | 【エリアプラットフォーム活動支援事業】<br>エリアプラットフォーム、地方公共団体（エリアプラットフォームの構築の準備段階の場合のみ）<br>【普及啓発事業】<br>都市再生推進法人、民間事業者等 | 都市局<br>まちづくり推進課<br>03-5253-8111<br>(内線 32575、32563) | R2年度新規事業<br><br>(前回登録名「民間まちづくり活動促進・普及啓発事業に「国際競争力・シティセールス支援事業」を統合・再編し、創設) |

|    |                     |    |   |             |             | 定額[直接補助]   |                    |   |   |
|----|---------------------|----|---|-------------|-------------|--|--------------------|---|---|
| 9  | 都市構造再編集集中支援事業       | 継続 | 「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 | (70,000の内数) | (70,000の内数) | 補助基本額を2/3とし国費率50%等<br>[直接補助、間接補助]<br>(上限額 建築物整備費21億円/1箇所等) | 市町村、NPO等           | 都市局<br>市街地整備課<br>03-5253-8111<br>(内線 32763)   | R2年度新規事業<br><br>(前回登録名「都市再生整備計画事業」の一部及び「都市機能立地支援事業」を統合) |
| 10 | まちなか公共空間等活用支援事業     | 継続 | 都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等(カフェ等も併せて整備)により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、(一財)民間都市開発推進機構が低利貸付により金融支援を行う。                                   | 61          | 57          | 総事業費の1/2[支援限度額]  | 都市再生推進法人           | 都市局<br>まちづくり推進課<br>03-5253-8111<br>(内線 32544) | R2年度新規事業  |
| 11 | グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 | 継続 | 市町村が作成した「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」に基づいて実施する官民連携によるグリーンインフラの取組について、NPO等の民間事業者が実施する民間建築物の緑化等について、その費用の一部を支援する。             | 245         | 100         | 1/2以内<br>[直接補助]  | 民間事業者等             | 都市局<br>公園緑地・景観課<br>03-5253-8919<br>(内線 32953) | R2年度新規事業  |
| 12 | 市民農園等整備事業           | 継続 | 市町村長より緑地保全・緑化推進法人の指定を受けたNPO等が、都市農地賃借円滑化法等により生産緑地を借りて市民農園を開設するために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。                     | ※1          | ※1          | 1/3以内<br>[間接補助]  | 地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人 | 都市局<br>公園緑地・景観課<br>03-5253-8420<br>(内線 32963) | R2年度新規事業  |

|    |                   |    |   |                     |                     |   |                             |   |  |
|----|-------------------|----|---|---------------------|---------------------|---|-----------------------------|---|--|
| 13 | 河川協力団体制度          | 継続 | <p>自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。</p> <p>自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。</p> <p>また、NPO 等が河川協力団体に指定されることで、河川管理者が必要と認める場合には、河川法第 99 条に基づく委託を受けることも可能となる。</p> | (861,734 の内数)<br>※2 | (851,641 の内数)<br>※2 | NPO に対して河川法第 99 条に基づき、河川管理施設の維持や除草等を委託するものであり、委託費用は全額河川管理者が負担する (NPO の活動に対する補助制度ではない) | 国、地方公共団体                    | 水管理・国土保全局<br>河川環境課<br>(内線 35433)<br>各河川管理者<br>(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局) |  |
| 14 | マンション管理適正化・再生推進事業 | 継続 | <p>全国のマンションに共通する高齢化や区分所有者の高齢化等に伴う課題の解決を促進するため、地方公共団体等 (NPO を含む) によるマンションの管理適正化・再生推進に向けた先進的な活動や各種制度の普及・周知活動に対して補助を行う。</p>  | 201                 | 150                 | 10/10<br>(定額補助)<br>[直接補助]<br>(上限額 1 事業主体あたり 10,000 千円等)                               | 地方公共団体、マンション管理組合の活動を支援する法人等 | 住宅局<br>市街地建築課<br>マンション政策室<br>03-5253-8111<br>(内線 39684)                     |  |
| 15 | 基本計画等作成等事業        | 継続 | <p>国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う地方公共団体に対して補助を行う。</p> <p>地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等 (NPO 法人を</p>  | ※1                  | ※1                  | 1/3<br>[間接補助]   | 地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織等       | 住宅局<br>市街地建築課<br>03-5253-8111<br>(内線 39655)                                 |  |

|    |  |    |   |                   |                   |  |                               |   |  |
|----|--|----|---|-------------------|-------------------|--|-------------------------------|---|--|
|    |  |    | 含む場合がある) に対して補助を行う。   |                   |                   |  |                               |   |  |
| 16 | 住宅市街地総合整備事業                                      | 継続 | 国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等(NPOを含む場合がある)の運営・活動(勉強会、資料収集等)、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。<br>地方公共団体等は民間事業者等(NPOを含む)が行う上記事業に対して補助を行う。 | (54,707の内数)<br>※2 | (50,057の内数)<br>※2 | 1/2、1/3等<br>[間接補助]<br>(上限額年<br>12,360千円/<br>地区等) | 地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等 | 住宅局<br>市街地住宅整備室<br>03-5253-8111<br>(内線 39678) |  |
| 17 | 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業<br>(居住支援協議会等活動支援事業等) | 継続 | 居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う。   | (1,080の内数)        | (1,050の内数)        | 10/10<br>(定額補助)<br>[直接補助]                        | 民間事業者、NPO法人等                  | 住宅局<br>安心居住推進課<br>03-5253-8111<br>(内線 39864)  |  |
| 18 | スマートウェルネス住宅等推進事業                                 | 継続 | 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備及び子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業等に対して支援する。               | (23,000の内数)       | (25,000の内数)       | 1/10、1/3等<br>[直接補助]                              | 民間事業者、NPO法人等                  | 住宅局<br>安心居住推進課<br>03-5253-8111<br>(内線 39856)  |  |

|    |                      |    |  |            |                          |   |  |  |  |
|----|----------------------|----|--|------------|--------------------------|---|--|--|--|
| 19 | 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業 | 継続 | 訪日外国人旅行者及び日本人国内旅行者の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。   | (765の内数)   | (761の内数)                 | 定額（調査・戦略策定）<br>事業費の1/2<br>（滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信）<br>※継続事業については2年目：2/5、3年目：1/3                        | 登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体） | 観光庁<br>観光地域振興課<br>03-5253-8111<br>（内線 27721）   |  |
| 20 | 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充  | 継続 | 文化庁を中心とした関係府省庁や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、「文化芸術立国」の基盤強化、文化による「国家ブランディング」の強化等を図る。<br><br>あわせて、地方博物館における国等が有する「地域ゆかりの文化資産」を活用した展示等の取組を通じて、各地域の歴史文化の魅力を発信することにより、地方への誘客・消費の拡大を促し、地域 | (2,600の内数) | (6,550の内数)<br>[2,017の内数] | ・主催・共催型プロジェクト（委託事業）<br>①総合大型プロジェクト：<br>上限2億円<br>②分野別大規模プロジェクト（長期）：<br>上限8,000万円<br>③分野別大規模プロジェクト（短期）：<br>上限6,000万 | 地方公共団体、芸術団体、NPO法人等                         | 観光庁<br>観光資源課<br>03-5253-8111<br>（内線 27882）<br><br>文化庁参事官<br>（芸術文化担当）付<br>03-5253-4111<br>（内線 4827） |  |

|    |                             |    |   |     |   |                                     |                        |  |  |
|----|-----------------------------|----|---|-----|---|-------------------------------------|------------------------|--|--|
|    |                             |    | 活性化の好循環の創出を図る。  |     |   | 円<br>・イノベーション型プロジェクト：原則補助対象経費の1/2以内 |                        |  |  |
| 21 | 国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業 | 新規 | 日本の国立公園等は、自然景観だけではなく、その自然の恵みを活かした地域独自の暮らしや文化・歴史も重要な魅力の一つで、外国人利用者に対して提供できるコンテンツの磨き上げや、地域のテーマやストーリーも踏まえた複数のコンテンツを効果的に利用者への提供、また、地域においてはコンテンツを提供できる体制・人材育成・計画作り・環境整備等が必要であり、地方公共団体や民間事業者等に対して支援する。 | 798 | — | 1/2<br>(間接補助)                       | 民間事業者、地方公共団体、NPO、観光協会等 | 環境省<br>自然環境局国立公園課<br>03-5521-8278<br>国立公園利用推進室<br>03-5521-8271 |  |

※1 社会資本総合整備事業（令和3年度14,851億円、令和2年度18,015億円）の内数。

※2 この予算の他、都道府県等が実施する社会資本総合整備事業（令和3年度14,851億円、令和2年度18,015億円）の内数での事業実施もある。

※3 地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を受けていない。

| 連番 | 事業名   | 区分 | 施策・事業概要   | 令和3年度予算額<br>(百万円) | 令和2年度予算額<br>(百万円) | 補助率 | 実施主体                   | 照会窓口                                       | 備考 |
|----|---|----|---|-------------------|-------------------|-----|------------------------|--|----|
| 1  | 地球環境パートナーシッププラザ運営費                                    | 継続 | 市民・NPO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップ形成促進を図るため、国連大学と共同で東京青山に設置している「地球環境パートナーシッププラザ」において、環境情報の収集・提供、対話の場づくり、ネットワークの形成支援等を実施する。  | 72                | 72                | —   | 環境省                    | 大臣官房<br>総合政策課<br>民間活動支援室<br>(03-3406-5181) |    |
| 2  | 地方環境パートナーシップ推進費                                       | 継続 | 地域における環境保全活動等に関する情報提供やNPOと自治体、企業、市民等のパートナーシップ促進の拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス」において、対話の場づくり、地域での活動の紹介、環境情報の提供・普及等を実施する。 | 147               | 147               | —   | 環境省                    | 大臣官房<br>総合政策課<br>民間活動支援室<br>(03-3406-5181) |    |
| 3  | 地球環境基金助成金<br>(予算事項名：独立行政法人環境再生保全機構基金勘定運営費交付金(うち基金勘定)) | 継続 | 独立行政法人 環境再生保全機構に設置した基金の運用益などにより、環境保全を目的とする民間団体(NGO/NPO等)を対象とし、活動に対する助成を行うとともに、環境保全活動に関する情報提供、人材育成のための研修等を行う。          | (1,030の内数)        | (1,015の内数)        | —   | 独立行政法人<br>環境再生保全<br>機構 | 大臣官房<br>総合政策課<br>環境教室<br>(03-5521-8231)    |    |

|   |                                  |    |   |          |          |            |                                       |   |  |
|---|----------------------------------|----|---|----------|----------|------------|---------------------------------------|---|--|
| 4 | 環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費 | 継続 | 「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくこととしている。これを受け、本事業では、プロフェッショナル人材等からなる地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、パートナーシップによる地域の構想・計画の策定等を支援することとしている。 | (500の内数) | (500の内数) | —          | 環境省                                   | 大臣官房<br>環境計画課<br>(03-5521-8328)                 |  |
| 5 | エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業             | 継続 | 国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域のエコツーリズム推進に向けた取組を交付金により支援。  | (28の内数)  | (28の内数)  | 1/2以内      | 地域協議会<br>(地方公共団体、NPO等で構成)等            | 自然環境局<br>国立公園利用推進室<br>(03-5521-8271)            |  |
| 6 | 生物多様性保全推進支援事業                    | 継続 | 各地域において実施される生物多様性保全に資する取組のうち、種の保存法に基づく絶滅危惧種対策、外来生物法に基づく外来生物対策、自然公園法等の法律で指定された保護地域での活動、重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動など、全国的な観点から重要性の高い事業を支援する。                                    | (172の内数) | (136の内数) | 1/2、3/4、定額 | 地方公共団体、地域協議会（地方公共団体、NPO等で構成）、その他民間団体等 | 自然環境局<br>自然環境計画課<br>生物多様性主流化室<br>(03-5521-9108) |  |